

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
お休み  
の翌日  
から翌  
日たる  
日を  
当日と  
する)

## 目 次

- ◆教委規則 鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則（高等学校課）
- ◆教委告示 平成九年度鳥取県立鳥取聾学校幼稚部幼児募集要項（小中学校課）
- 平成九年度鳥取県立皆生養護学校幼稚部幼児募集要項（シ）
- 平成九年度鳥取県立高等学校募集生徒数（高等学校課）
- 平成九年度鳥取県立高等学校通信制課程生徒募集要項（シ）
- 平成九年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園園児募集要項（シ）

## 教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年十月一日

鳥取県教育委員会委員長 大

石

徹

### 鳥取県教育委員会規則第十二号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表鳥取東高等学校の項及び鳥取西高等学校の項中

一、二四〇人

を

一、二〇〇人

に改め、同表鳥取商業高等学校の項中

三六〇人

を

三三〇人

に改め、同表鳥取西工業高等学校の項中

一三二八人

を

一九〇人

に改め、同表倉吉東高等学校の項中

七六〇人

を

七二〇人

に改め、同表米子東高等学校の項中

一、二〇〇人

を

一、

二二〇人

に改め、同表米子西高等学校の項中

一、〇四〇人

を

一、〇〇

〇人

に改め、同表米子南商業高等学校の項中

一六〇人

を

一一

〇人

に改め、同表境水産高等学校の項中

七六人

を

三八人

三八人

を

四〇人

に改める。

附 則

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十三号

平成九年度鳥取県立鳥取聾学校幼稚部幼児募集を次の要項により実施する。

平成八年十月一日

鳥取県教育委員会委員長 大 石 謙

平成九年度鳥取県立鳥取聾学校幼稚部幼児募集要項

1 鳥取聾学校幼稚部

(1) 募集幼児数

平成3年4月2日から平成4年4月1日までに出生した幼児(以下「5歳児」という。) 6人

平成4年4月2日から平成5年4月1日までに出生した幼児(以下「4歳児」という。) 3人

平成5年4月2日から平成6年4月1日までに出生した幼児(以下「3歳児」という。) 7人

(2) 出願資格を有する者

3歳児、4歳児又は5歳児で、聴覚障害の程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表に規定する程度のものである。

(3) 出願方法

ア 出願手続

入学志願者は、入学志願書にオーディオグラム(測定したものがなければ、鳥取聾学校で測定する。)を添えて鳥取聾学校長に提出しなければならない(郵送に

よる場合は、返信用封筒(あて名を記載の上、80円切手をはり付けたものとする。)を同封すること。)

イ 出願期間及び受付場所

(ア) 出願期間

a 平成9年2月1日(土)から同月7日(金)まで(日曜日を除く。)とする。  
ただし、郵送による場合は、同月6日(木)までの消印のあるもの限り、受け付ける。

b 受付時間は、9時から17時まで(土曜日は9時から12時まで)とする。

(イ) 受付場所 鳥取聾学校

ウ その他

鳥取聾学校長は、アの入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、面接の日程等の必要事項を入学志願者に通知するものとする。

(4) 入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、入学志願書等の審査及び面接の結果により行う。

(5) 面接の日程等

ア 日時 平成9年2月20日(木) 13時30分から15時30分まで

イ 場所 鳥取聾学校

ウ 内容

(ア) 幼児との面接

(イ) 保護者との面接

(6) 合格者の発表

平成9年2月28日(金)正午に鳥取聾学校において発表するとともに、志願者に通知する。

(7) その他

ア この要項に定めるもののほか、幼児の募集に関し必要な事項は、鳥取聾学校長が定める。

イ 入学志願書等の用紙は、鳥取聾学校で交付する。

ウ 幼児の募集に關し不明なことは、鳥取聾学校（岩美郡国府町宮下1261 電話 0857-23-2031）に問い合わせること。

2 ひまわり分校幼稚部

(1) 募集幼児数

平成3年4月2日から平成4年4月1日までに出生した幼児（以下「5歳児」という。）7人

平成4年4月2日から平成5年4月1日までに出生した幼児（以下「4歳児」という。）6人

平成5年4月2日から平成6年4月1日までに出生した幼児（以下「3歳児」という。）7人

(2) 出願資格を有する者

3歳児、4歳児又は5歳児で、聴覚障害の程度が学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度のもの。

(3) 出願方法

ア 出願手続

入学志願者は、入学志願書にオーディオグラム（測定したものがなければ、鳥取聾学校ひまわり分校で測定する。）を添えて鳥取聾学校長に提出しなければならぬ（郵送による場合は、返信用封筒（あて名を記載の上、80円切手をはり付けたものとする。）を同封すること。）

イ 出願期間及び受付場所

(ア) 出願期間

a 平成9年2月1日（土）から同月7日（金）まで（日曜日を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、同月6日（木）までの消印のあるものに限られ、受け付ける。

b 受付時間は、9時から17時まで（土曜日は9時から12時まで）とする。

(イ) 受付場所 鳥取聾学校ひまわり分校

ウ その他

鳥取聾学校長は、アの入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、面接の日程等の必要事項を入学志願者に通知するものとする。

(4) 入学者の選抜方法

入学者の選抜は、入学志願書等の審査及び面接の結果により行う。

(5) 面接の日程等

ア 日時 平成9年2月20日（木） 13時30分から15時30分まで

イ 場所 鳥取聾学校ひまわり分校

ウ 内容

(ア) 幼児との面接

(イ) 保護者との面接

(6) 合格者の発表

平成9年2月28日（金）正午に鳥取聾学校ひまわり分校において発表するとともに、志願者に通知する。

(7) その他

ア この要項に定めるもののほか、幼児の募集に關し必要な事項は、鳥取聾学校長が定める。

イ 入学志願書等の用紙は、鳥取聾学校ひまわり分校で交付する。

ウ 幼児の募集に關し不明なことは、鳥取聾学校ひまわり分校（米子市東福原1401-1 電話 0859-23-2810）に問い合わせること。

鳥取県教育委員会告示第十四号

平成九年度鳥取県立皆生養護学校幼稚部幼児募集を次の要項により実施する。

平成八年十月一日

鳥取県教育委員会委員長 大 石

徹

## 平成9年度鳥取県立皆生養護学校幼稚部幼児募集要項

## 1 募集幼児数

平成3年4月2日から平成4年4月1日までに出生した幼児(以下「5歳児」という。)6人

平成4年4月2日から平成5年4月1日までに出生した幼児(以下「4歳児」という。)7人

## 2 出願資格を有する者

4歳児又は5歳児で、肢体不自由の程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表に規定する程度のもの。

## 3 出願方法

## (1) 出願手続

入学志願者は、入学志願書に幼児調査表を添えて皆生養護学校長に提出しなければならぬ(郵送による場合は、返信用封筒(あて名を記載の上、80円切手をはり付けたものとする。)を同封すること。)

## (2) 出願期間及び受付場所

## ア 出願期間

(イ) 平成9年2月1日(土)から同月7日(金)まで(日曜日を除く。)とする。ただし、郵送による場合は、同月6日(木)までの消印のあるものに限る、受け付ける。

(ロ) 受付時間は、9時から17時まで(土曜日は9時から12時まで)とする。

## イ 受付場所 皆生養護学校

## (3) その他

皆生養護学校長は、(1)の入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、面接の日程等の必要事項を入学志願者に通知するものとする。

## 4 入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、入学志願書等の審査及び面接の結果により行う。

## 5 面接の日程等

(1) 日時 平成9年2月20日(木) 13時30分から15時30分まで

(2) 場所 皆生養護学校

(3) 内容

ア 幼児との面接及び行動観察

イ 保護者との面接

## 6 合格者の発表

平成9年2月28日(金)正午に皆生養護学校において発表するとともに、志願者に通知する。

## 7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、幼児の募集に関し必要な事項は、皆生養護学校長が定める。

(2) 入学志願書等の用紙は、皆生養護学校で交付する。

(3) 幼児の募集に関し不明のことは、皆生養護学校(米子市東福原1401-1 電話0859-22-6571)に問い合わせること。

鳥取県教育委員会告示第十五号

平成九年度鳥取県立高等学校募集生徒数を次のとおり定める。

平成八年十月一日

鳥取県教育委員会委員長 大 石

徹

一  
平成九年度鳥取県立高等学校募集生徒数  
全日制課程

高等学校名	学 科	募集生徒数
鳥取東高等学校	普通学科	四〇〇人
	普通科	四〇〇人
鳥取西高等学校	普通学科	四〇〇人
	家庭科学科	八〇人
鳥取商業高等学校	商業学科	八〇人
	商業科	八〇人
	国際経済科	八〇人
	会計科	四〇人
	情報管理科	八〇人
	電子機械科	三八人
	機械システム科	三八人
	電気科	三八人
	情報技術科	三八人
	建築科	三八人
化学技術科	三八人	
鳥取工業高等学校	工業学科	

鳥取西工業高等学校	工業学科	電子機械科	三八人
鳥取農業高等学校	農業学科	電気科	三八人
		情報電子科	三八人
		建設システム科	三八人
		生産流通科	三八人
		緑地園芸科	三八人
		食品産業科	三八人
		生活科学科	三八人
岩美高等学校	普通学科	普通科	一六〇人。 ただし、文理 コース八〇人、 情報ビジネス コース、健康 ・福祉コース 各四〇人とす る。
		普通科	三六〇人
		普通科	四〇人
		生活デザイン科	
		園芸経営科	
		林業技術科	八〇人
		木材加工科	
		生活科学科	三八人
		普通科	二〇〇人
		普通科	二四〇人
倉吉西高等学校	普通学科	農林科	二四〇人
倉吉東高等学校	普通学科	普通科	二四〇人
		普通科	二〇〇人
		普通科	二〇〇人
青谷高等学校	普通学科	普通科	三八人
智頭農林高等学校	農業学科	生活科学科	三八人
		木材加工科	
		林業技術科	八〇人
		園芸経営科	
		生活デザイン科	
		普通科	四〇人
八頭高等学校	普通学科	普通科	三六〇人
		家庭学科	四〇人

米子西高等学校	米子東高等学校	赤碕高等学校	由良育英高等学校	倉吉工業高等学校	倉吉産業高等学校	倉吉農業高等学校
家庭学科	普通学科	普通学科	普通学科	工業学科	家庭学科	商業学科
生活文化科	普通科	普通科	普通科	環境建設科	電気科	機械科
四〇人	三二〇人	三六〇人	二〇〇人	三八人	三八人	三八人

境水産高等学校	境高等学校	淀江産業技術高等学校	米子工業高等学校	米子南商業高等学校	米子高等学校
水産学科	家庭学科	普通学科	工業学科	商業学科	普通学科
電子機械科	食品経済科	情報通信科	海洋工学科	家庭科学科	普通科
三十八人	三十八人	六〇人	四〇人	三十八人	一六〇人

境港工業高等学校	工業学科		電子電気科	三八人
	電子情報科	建築科	三八人	三八人
根雨高等学校	普通学科		普通科	一一〇人。 ただし、文理 コース、情報 ビジネスコー ス、音楽教養 コース各四〇 人とする。
	商業学科	商業科	四〇人	
日野産業高等学校	農業学科	産業技術科	三八人	
	(全日制課程計)			五、九七六人

二 定時制課程				
鳥取西高等学校	普通学科		普通科	募 集 生 徒 数 四〇人
	鳥取農業高等学校		農業学科	産 業 基 礎 科 生 活 科 学 科
倉吉東高等学校	普通学科		普通科	四〇人
	米子東高等学校		普通科	四〇人
(定時制課程計)				一五八人

三 通信制課程			
鳥取西高等学校	普通学科	普通科	募 集 生 徒 数 約一〇〇人

米子東高等学校	普通学科	普通科	約一〇〇人
(通信制課程計)			約二〇〇人

鳥取県教育委員会告示第十六号

平成九年度鳥取県立高等学校通信制課程生徒募集を次の要項により実施する。

平成八年十月一日

鳥取県教育委員会委員長 大 石 徹

平成九年度鳥取県立高等学校通信制課程生徒募集要項

1 募集高等学校及び募集生徒数

高等学校名	所 在 地	募 集 生 徒 数
鳥取西高等学校	鳥取市東町二丁目112	約1000人
米子東高等学校	米子市勝田町1	約1000人

2 出願資格を有する者

鳥取県内に住所を有する者で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中学校（これに準ずる学校を含む。）を卒業した者又は平成9年3月に卒業する見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条各号のいずれかに該当する者

3 出願方法

- (1) 出願手続

入学志願者のうち、鳥取市、倉吉市、岩美郡、八頭郡、気高郡並びに東伯郡羽合

町、泊村、東郷町、三朝町及び関金町の居住者は鳥取西高等学校に、米子市、境港市、東伯郡北条町、大栄町、東伯町及び赤碕町、西伯郡並びに日野郡の居住者は米子東高等学校に、次の書類を提出しなければならない。

ア 入学志願書(各募集高等学校から交付されたもの)  
 イ 最後に在学した学校の卒業証明書又は修了証明書及び学力を証する書類  
 ウ 高等学校を中途退学した者は、ア及びイの書類のほか、その高等学校の校長の発行する単位修得証明書

(2) 出願期間

平成9年3月1日(土)から同月31日(月)まで(3月8日(土)、22日(土)、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 受付時間

9時から17時まで(土曜日は、9時から12時まで)

(4) 受付場所

各募集高等学校

4 入学者選抜の方法

各募集高等学校において書類審査と面接により合格者を決定する。

5 合格者への通知等

(1) 合格者に対しては、直接各募集高等学校から通知する。その際、入学許可願用紙を同封する。

(2) 合格者は、入学許可願に必要な事項を記入の上押印し、所定の入学料に相当する額の鳥取県収入証紙(消印をしないこと。)をはり付け、各募集高等学校に提出する。

(3) 高等学校の校長は、入学許可願の提出があった場合において教育上支障がないと認めるときは、入学許可書を交付する。

6 注意事項

(1) 提出された書類及び入学料は、返還しない。  
 (2) この要項に関し不明な点は、各募集高等学校に問い合わせること。この場合、郵送で返信を必要とするものは、80円切手をはり、あて先を明記した返信用封筒を同

封すること。

7 参考事項

(1) 通信制課程の教育方法は、次のとおりである。

ア 報告課題(レポート) 担当の教員が出題した報告課題に解答を記入して提出し、添削・評価を受ける。

イ 面接指導(スクーリング) 学校に登校して直接授業を受ける(主として日曜日に行う。)

ウ 試験 年3回試験を行う。

(2) 通信制課程で履修できる科目は、次のとおりである。

国語 I、国語 II、国語表現、現代文、古典 I、現代社会、世界史 B、日本史 B、地理 B、数学 I、数学 II、化学 I B、生物 I B、体育、保健、音楽 I、美術 I、書道 I、英語 I、英語 II、オーラル・コミュニケーション A、家庭一般、家庭経営、保育、食物及び簿記(ほかに鳥取西高等学校では物理 I A、化学 I A、生物 I A、地学 I A、流通経済を、米子東高等学校では倫理、政治・経済、物理 I B、地学 I B、被服、情報処理及び商業法規を履修することができる。)

前記のほか、技能連携制度による指定技能教育施設(鳥取西高等学校にあつては鳥取看護高等専修学校、米子東高等学校にあつては米子看護高等専修学校)において教育を受けている者は、技能連携措置に係る科目を履修することができる。

(3) 高等学校の定時制課程に在学する者で、通信制課程の一部の科目の履修を希望するものは、3の(1)に定める区分により、鳥取西高等学校又は米子東高等学校に次の書類を提出しなければならない。(入学料は、必要としない。)

ア 通信制課程一部科目履修願(各募集高等学校から交付されたもの。)

イ 在学する高等学校の校長の発行する通信教育受講許可書



鳥取県教育委員会告示第十七号

平成九年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園園児募集を次の要項により実施する。

平成八年十月一日

鳥取県教育委員会委員長 大 石 徳

平成九年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園園児募集要項

- 1 募集園児数 60人
- 2 出願資格を有する者  
平成4年4月2日から平成5年4月1日までに出生した幼児
- 3 入園志願書の交付
  - (1) 交付期間  
ア 平成8年11月1日(金)から同月7日(木)まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)とする。
  - イ 交付時間は、8時30分から16時まで(土曜日は8時30分から12時まで)とする。
- (2) 交付場所  
鳥取西高等学校附属久松幼稚園(以下「久松幼稚園」という。)
- 4 出願方法
  - (1) 出願手続  
ア 入園志願者は、入園志願書を久松幼稚園に提出しなければならない。
  - イ 久松幼稚園の園長は、入園志願書を受理したときは、入園志願者に受付番号票を交付するものとする。
  - (2) 出願期間及び受付場所

ア 出願期間

(ア) 平成8年11月11日(月)及び同月12日(火)とする。

(イ) 受付時間は、14時から16時30分までとする。

イ 受付場所

久松幼稚園

5 入園者の決定方法

入園志願者数が募集園児数を超えたときは、抽選により入園者を決定する。

6 抽選の期日及び場所

(1) 期日 平成8年11月18日(月) 9時

(2) 場所 久松幼稚園

7 入園者の発表

平成8年11月18日(月)13時に久松幼稚園に掲示する。

8 その他

(1) この要項に定めるもののほか、園児の募集に関し必要な事項は、久松幼稚園の園長が定める。

(2) 園児の募集に関し不明なことは、久松幼稚園(鳥取市東町一丁目208 電話0857-22-3252)に問い合わせること。